

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令第案要綱

第一 中小企業者の範囲

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）で定義する中小企業者の範囲について規定すること。  
（第一条関係）

第二 中小企業信用保険法の特例に関する事項

中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めること。  
（第二条関係）

第三 附則

一 この政令の施行期日について規定すること。  
（附則第一条関係）

二 関係政令について所要の改正を行うこと。  
（附則第二条及び第三条関係）

政令第 号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第二条第一項第五号及び第八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

|   | 業  | 種 | 資本金の額又は出資の総額 | 従業員の数 |
|---|--|---|--------------|-------|
| 一 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） |   | 三億円          | 九百人   |
| 二 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             |   | 三億円          | 三百人   |
| 三 | 旅館業  |   | 五千万円         | 二百人   |

(商店街活性化事業関連保証に係る保険料率)

第二条 法第八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

(法人税法施行令の一部改正)

第二条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号八中「及び第四号」を「、第四号及び第十二号」に改める。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第三条 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第三条第三項」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第三条第三項」に改める。

## 理由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、中小企業者の範囲及び商店街活性化事業関連保証に係る保険料率を定める必要があるからである。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)      | 1 |
| 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号) | 2 |

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、<u>第四号及び第十二号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業</u></p> <p>ニ・ル (略)</p> <p>四〃三十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号<u>及び第四号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業</u></p> <p>ニ・ル (略)</p> <p>四〃三十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（附則第三条関係）

改正案

現行

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称                      | 所掌事務   |
|-------------------------|--|
| 中小企業一（略）<br>経営支援<br>分科会 | 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技 |

| 名称                      | 所掌事務   |
|-------------------------|--|
| 中小企業一（略）<br>経営支援<br>分科会 | 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技 |

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 2<br>6 | (略) |  |
| (略)    | (略) | <p>術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> |

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 2<br>6 | (略) |  |
| (略)    | (略) | <p>術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> |

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令案 参照条文

(参照法令一覧)

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）（抄）  
．．．．． 1  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）  
．．．．． 1  
中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）  
．．．．． 3  
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）  
．．．．． 4  
中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）  
．．．．． 4

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 四

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの  
六 八

（基本方針）

第三条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 （略）

2 （略）

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 （略）

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び

第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5（略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）4（略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証に

ついで担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）4（略）

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）、社債に係る債務を保証した期間又は法第三条の十一第一項に規定する債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、法第三条の十第一項に規定する特定社債保険及び法第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険にあつては〇・一パーセントから一・六四パーセントまで（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合は、〇・〇八パーセントから一・四パーセントまで）の範囲内において、保険関係ごとに、当該保険関係に係る中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて経済産業省令で定める保険料率（保険事故の発生率を算出することができる場合として経済産業省令で定める場合は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント））、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）、法第三条の四第一項に規

定する流動資産担保保険にあつては○・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては○・八七パーセント、法第三条の九第一項に規定する事業再生保険にあつては一・五九パーセントとする。

2）6（略）

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一・二（略）

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ・ロ（略）

ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号及び第四号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ニ）ル（略）

四）三十四（略）

2（略）

中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称     | 所掌事務 |
|--------|------|
| 中小企業経一 | （略）  |

|     |   |
|-----|---|
| (略) | <p>         営支援分科二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。       </p> |
|-----|---|